

鳥取県公営企業の今後の方針性検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「鳥取県企業局の今後のあり方」による計画に基づき実施された経営改善の評価及び公営企業（病院事業除く）の今後の方針性も含めた次期計画の策定に向けて検討を行う委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について評価する。

- (1) 「鳥取県企業局の今後のあり方」に基づき実施された経営改善の評価
- (2) 今後の方針性、次期経営改善計画（平成23年度～）の策定に向けての提言の取りまとめ

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 公認会計士又は税理士 1名
- (3) 商工関係者 1名
- (4) 公営企業に関する有識者 1名

2 委員の委嘱期間は、委嘱の日から次期「鳥取県企業局の今後のあり方」を策定するまでの期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、企業局経営企画課に置き、庶務業務を処理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(公正性の確保等)

第7条 委員は、厳正かつ公平に第2条の任務を行わなければならない。

2 委員は、委員会において知り得た情報（公表された情報を除く。）を漏らしてはならない。
委員を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行する。

鳥取県公営企業の今後の方針性検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名
門 脇 季美枝	(有) 山陰クリエート 代表取締役
佐 藤 裕 弥	(株) 浜銀総合研究所地域経営研究室 室長
常 平 典 明	元鳥取県中小企業再生支援協議会 再生プロジェクトマネージャー
前 田 美智子	税理士
光 多 長 温 (委員長)	鳥取大学特任教授

鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会開催経過

開 催 期 日	内 容
第1回委員会 (平成21年12月10～11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善5カ年計画の評価を行うための現地調査 ・各事業の3カ年の実績などについて聞き取り調査
第2回委員会 (平成22年3月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の数値目標達成状況・具体的な取組状況の精査 ・評価付けに対する意見交換
第3回委員会 (平成22年4月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善5カ年計画に係る達成状況等（平成18年度～平成21年度決算見込み段階）評価報告書 ・公営企業の今後の方向性に対する基本的事項について意見交換
第1回委員会ワーキング (平成22年6月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国における公営企業の現状調査等（事務局におけるアンケート調査など） ・企業局若手職員を中心とした意見交換 ・各委員の公営企業に対する基本認識の調整
第2回委員会ワーキング (平成22年7月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の公営企業の実態、今後の方向性を精査 ・鳥取県企業局の現状・収支予測等について聞き取り
第4回委員会 (平成22年8月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国先例県の実情調査（北海道、秋田県、長野県、三重県）に基づく意見交換 ・提言の骨格づくりのための意見発表
第3回委員会ワーキング (平成22年8月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ・論点の整理、課題の絞り込み及び各事業の将来見通し ・運営形態の選択肢、意義等について事務局も含め幅広い視点で意見交換
パブリックコメント募集 (募集期間：平成22年11月2日～11月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ・応募意見 15件
第5回委員会 (平成22年12月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの検討 ・提言書の取りまとめ

「鳥取県企業局の今後のあり方」
一平成18年度～22年度までの5年間の経営改善計画一
にかかる達成状況等評価報告書

趣 旨

平成22年4月13日

当委員会では鳥取県企業局からの付託を受けて「鳥取県企業局の今後のあり方－経営改善5カ年計画（平成18年度～22年度）－」（以下『計画』という。）の評価、及び企業局の「今後の方針性」について議論を重ねているところである。

平成21年12月10日、11日、に施設の視察に際して事務局より事業説明を受け、同時に『計画』に記載されている個別目標に対する過去4年間の数値目標達成状況及び具体的な取組み状況（以下『取組状況』）について事務局に対して聞き取りを行った。

翌年3月9日には、達成状況等について項目ごとに評価を行った。

評価は、平成18年度から平成20年度までの取組状況、及び必要に応じて聞き取った平成21年度の実績見込みを基に行っている。例外として日野川工業用水道事業において、平成22年度以降に契約水量の減量により大幅な減収となることが取りまとめ期間中に、明らかになつたところである。

企業局でも『計画』にはない人員削減などにより支出削減を図り、平成22年度当初予算に盛り込んでいること、またこの大幅な減収の影響は工業用水道事業だけではなく、今後の企業局の方針性にも大きな影響を及ぼすものと考えられるため、当委員会ではこの影響も勘案して、『計画』の最終年の平成22年度までの評価に反映させている。

以下の「I 総論」では「II 各論」の各事業の評価を総括して記載している。「II 各論」では『計画』に示されている個別目標に対する取組み状況について評価結果を記載している。

今後は、これらの評価、委員からの意見を基に調査、検討し、引き続き幅広い議論を行ったうえで、「企業局の今後の方針性」を提言として取りまとめるとしている。

I 総 論

○ 電気事業

『計画』の達成状況は、コストの縮減や新規エネルギー開発などを積極的に行うとともに、収益も順調に確保されており評価できるものである。一方で、公営事業としての電気事業の意義が問われていることから、国や県の自然エネルギー政策の動向や、電気事業の民間への譲渡や運営形態の見直しなど他の公営企業の事例も参考にしながら、今後の方針性を検討する必要がある。

○ 工業用水道事業

人員削減やアウトソーシングの推進、営業活動の強化などの経営努力が行われていることについては評価できるが、工業用水道事業をとりまく環境は、近年の長引く経済の低迷から企業の経営環境が厳しく、工業用水の需要の減少による収入の落ち込みや将来見通しが立てにくいなど厳しい経営状況となっている。

一方で、産業基盤の一つとして工業用水道事業が担う社会的役割は大きいため、今後は持続可能な経営方法や運営形態の検討を積極的に進める必要がある。

○ 埋立事業

企業局ホームページやパンフレットを活用した情報提供を積極的に行っていけることは評価出来るが、厳しい社会情勢は続いており、年間販売及び長期貸し付け目標に対して十分な成果はあがっていない。

一方で、産業振興の一つとして県が工業団地を確保する社会的役割は大きく、今後は目標設定の見直し等も含め検討し直す必要がある。

II 各 論

1 『計画』の構成と評価の方法

○企業局全職員が参加して検討を進め、期間を平成18年度から22年度の5カ年として平成18年10月にまとめられたものである。

○各事業ごとに「事業の意義（必要性）」「経営の将来見通し」を示した上で「運営形態」を検証し、三事業とも引き続き企業局が行うことが適當と結論づけている。

なお、電気事業については、今後の電力自由化の動向等環境の変化を勘案しながら、長期的な視野で事業の方向性について引き続き検討を行っていく必要があるとしている。

○この結論を基に、企業局直営で実施していく上での基本的な次の4項目の考え方を「今後の基本方針」として定めている。

「今後の基本方針」

①電気・工業用水の安定供給、工業団地の分譲促進

②経営の効率化の推進

③新たな事業展開

④積極的な情報公開による県民理解の推進

○「今後の基本方針」を推進するに当たり、「経営改善の5ヶ年計画」として事業ごと数値目標を設定し、その具体的な取組みとして「個別目標」を定めている。

「経営改善5ヶ年計画」における目標

[計画期間] 平成18年度から平成22年度までの5年間

[電気事業] 発電コストの10%以上の縮減・削減額 340百万円(5年間)
運転停止短縮による売電電力量の増加

[工業用水道事業] 運転経費10%以上の削減・削減額 327百万円(5年間)

新規需要の開拓 鳥取工水 10,000m³/日→12,400m³/日
日野工水 48,400m³/日→50,000m³/日

[埋立事業] 竹内工業団地における10,500m²の土地分譲等

一括譲渡 3,500m²、割賦販売 3,500m²、長期貸付 3,500m²

○この報告書では、「経営改善5ヶ年計画」における数値目標及び、「個別目標」に対する達成評価を行っている。

2 「経営改善5ヶ年計画」における数値目標及び「個別目標」の達成状況の評価について

「経営改善5ヶ年計画」における数値目標では、収入増加の取組み及び收支改善の取組みとして以下のとおり評価する。

「個別目標に対する評価」では、個々の具体的な取組みに対する評価は別添の資料のとおりである。

なお、計画に掲げているが、現在未着手なもので必要なものについては速やかに計画の残り期間内で取り組まれたい。

【「経営改善5ヶ年計画」における数値目標に対する評価】

(1) 収入増加の取組みについて

天候（降雨量や風速等）や経済情勢などの外部要因に左右されるものもあり、目標に達していない項目も見受けられた。

今後は新規事業への取組みや従来の規制や制度にとらわれない発想で、収入を増やす努力が必要と考える。

(2) 支出削減の取り組みについて

各事業とも目標以上の削減を行っており支出削減については、企業局内部での取

組みにより達成可能なものが多いことから、収入の減少等を補うために相当の努力を払ったものと認められる。

具体的には、支出経費を平成20年度末時点で、総額4億9千万円（全支出に対し9.8%）の削減、職員数については、全体職員数の約21%に相当する14名削減を達成している。

なお、電気事業や工業用水道事業は安全で安定した事業の運営が欠かせないものであり、事業運営への支障、現場への負担が増大するようなコスト削減とならないよう注意した上で、収支を一体のものとしてとらえ、収支改善計画を立てることが重要である。

【個別目標に対する評価】

(1) 電気事業

目標では、発電コスト削減及び発電電力量の増加としており、ほぼ計画の達成ベースで進捗している。なお、具体的な取組みとして32項目の個別目標を立て、ほぼ全ての項目で実施済みか実施中の取組み状況であった。

特に、運転監視業務の外部委託や新規発電所の建設などの目標については、計画どおり進められ評価するものであったが、達成出来ていない項目として新幡郷における発電効率の向上など2項目あった。

（実施済み9項目、実施中20項目、実施出来ていない2項目、当該事例なし1項目）

(2) 工業用水道事業

目標では、運営経費の削減及び新規需要の開拓としており、目標達成に向け取り組まれている状況であるが、新規需要の開拓については、経済情勢や節水など環境の変化により目標が達成されていない。しかし、運転監視業務の外部委託や点検周期の見直しによるコスト縮減については特に評価出来るものである。

なお、具体的な取組みとして22項目の個別目標を立てており、全ての項目で実施済みか実施中であった。

（実施済み5項目、実施中16項目、該当事例なし1項目）

(3) 埋立事業

目標では、竹内工業団地における販売、長期貸し付けとしており、企業訪問活動など積極的な営業活動は行われているものの、厳しい社会情勢などから目標は達成されていない。なお具体的な取組として2項目掲げており、取組状況は、実施中であった。

経営改善5ヶ年計画(平成18~22年度)の達成状況

(1) 目標達成状況

① 電気事業

目 標	実 績
発電コスト10%以上削減・削減額340百万円(5年間)	195百万円(3年間)(削減目標比57.2%) 238百万円(H21までの4年間見込み)(削減目標比70.0%) 334百万円(H22までの5年間見込み)(削減目標比98.2%)
売電電力量増加:運転停止時間短縮	修繕工事の一括施工等で運転停止時間短縮

② 工業用水道事業

目 標	実 績
運転経費10%以上削減・削減額327百万円(5年間)	295百万円(3年間)(削減目標比90.4%) 335百万円(H21までの4年間見込み)(削減目標比102.3%) 455百万円(H22までの5年間見込み)(削減目標比139.2%)
新規需要開拓(鳥取工水) 10,000→12,400m ³ /日 (日野川工水) 48,400→50,000m ³ /日	10,700m ³ /日 3事業所 47,700m ³ /日 84事業所 (H21末)

③ 埋立事業

目 標	実 績
竹内団地 年間10,500m ² ・一括売却3,500m ² ・割賦販売3,500m ² ・長期貸付3,500m ²	長期貸付 6,553m ² 2件 (H18・19) 割賦販売 2,000m ² 1件 (H21) 計 8,553m ² 3件(4年間) (達成率16.3%)

(2) 具体的な経営効率化の取組状況

① 電気事業

区 分	個別目標数	備 考
実 施 済	9	アウトソーシング推進(発電運転監視業務外部委託)ほか 12人削減(49人(H17年度末)→37人(H22.4.1))
実 施 中	20	効率的な事務の執行、発注方法の見直しほか
未 実 施	2	新幡郷発電所発電効率の向上、ゲート開閉による堆積土砂の減量
計	31	

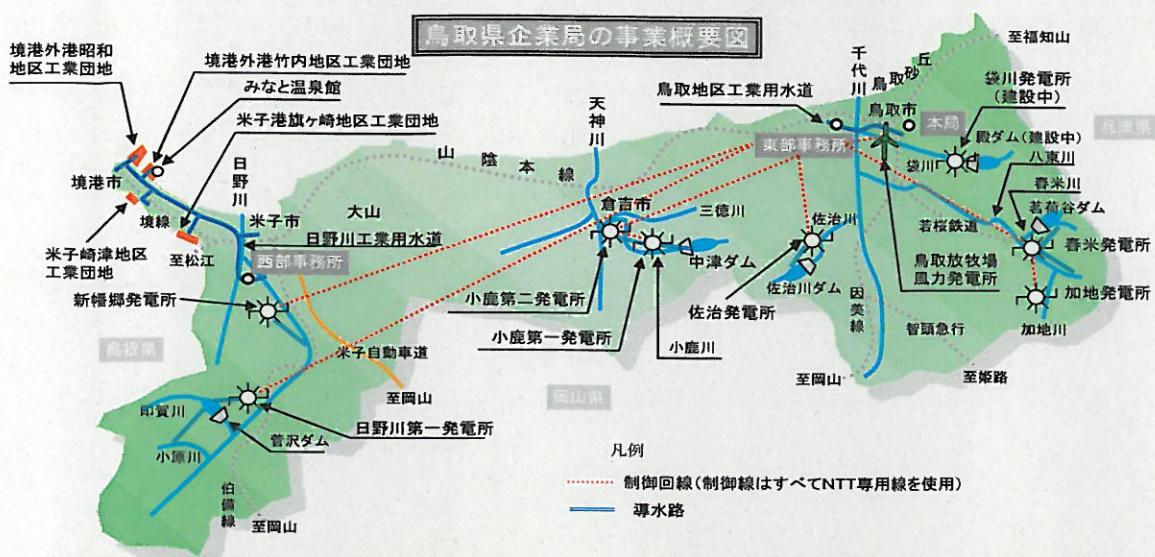
② 工業用水道事業

区 分	個別目標数	備 考
実 施 済	5	アウトソーシング推進(運転監視業務外部委託)ほか 9人削減(17人(H17年度末)→8人(H22.4.1))
実 施 中	16	運転経費の削減ほか
計	21	

③ 埋立事業

区 分	個別目標数	備 考
実 施 中	1	県民にわかりやすい情報提供(企業局ホームページ・パンフレット)
計	1	

企 業 局 の 事 業 概 要



電気事業		
発電形式	発電所名	最大出力(kw)
水力	新幡郷	9,200
	小鹿第一	3,600
	小鹿第二	5,200
風力	春米	7,900
	日野川第一	4,300
	佐治	5,000
	加地	1,100
風力	鳥取放牧場	3,000
計		39,300

埋立事業	埠頭用地 (千m ²)	工業用地 (千m ²)	公共用地 (千m ²)	計 (千m ²)
竹内	131	828	327	1,286
旗ヶ崎	24	306	90	420
端	—	—	—	245

工業用水道事業	計画給水量(m ³ /日)
鳥取地区	27,900
日野川	160,000

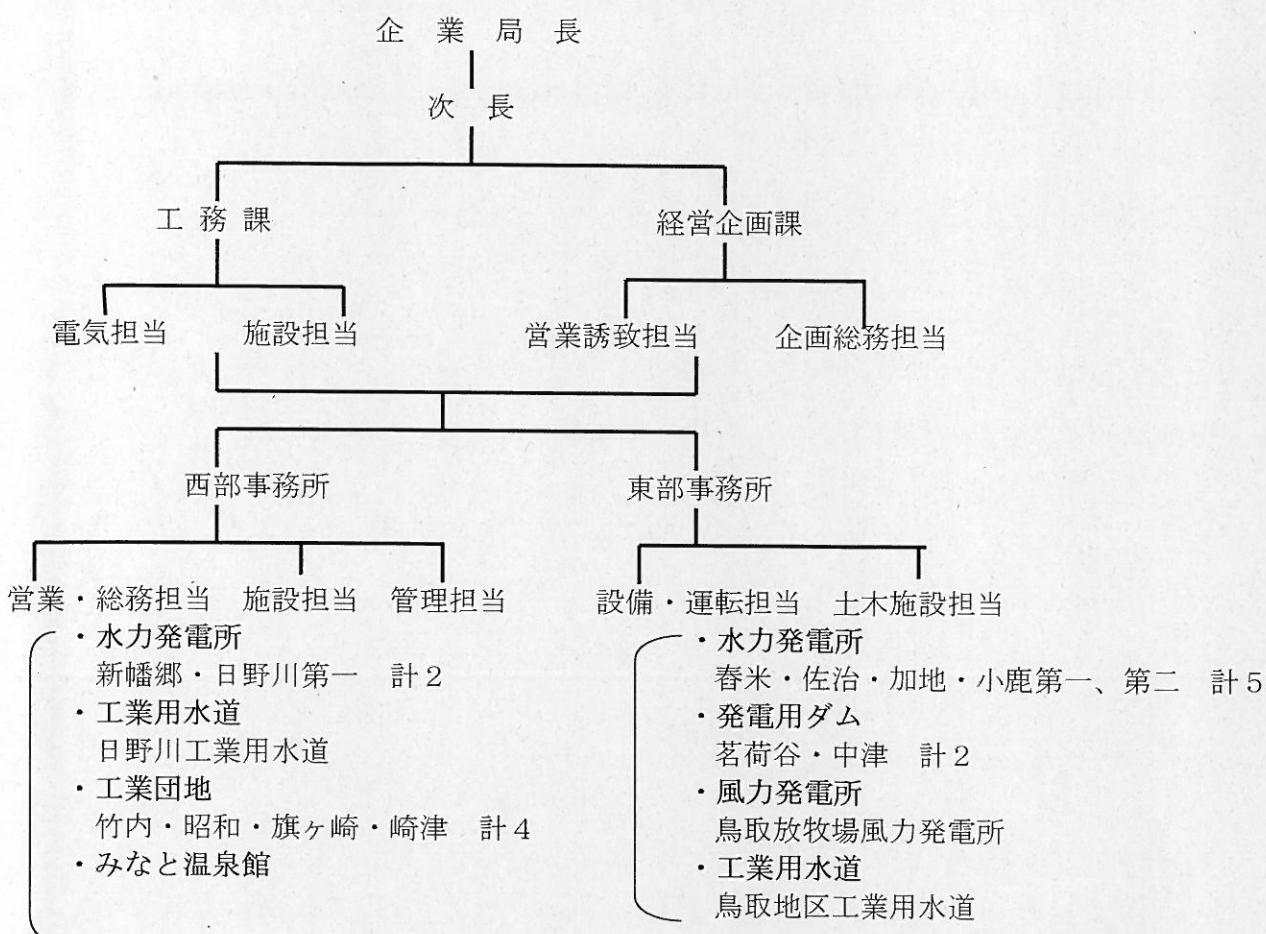
企 業 局 の 沿 革

- | | | | |
|-----------|------------------------|-----------|---------------------------------|
| 昭. 26. 11 | 幡郷発電所着工 | 平. 5. 4 | 鳥取地区工業用水道事業着工 |
| 昭. 28. 3 | 幡郷発電所運転開始 | 平. 5. 4 | 日野川工業用水道事業新線本管着工 |
| 昭. 28. 4 | 小鹿第一発電所着工 | 平. 7. 3 | 加地発電所着工 |
| 昭. 30. 4 | 鳥取県電源開発局設置 | 平. 8. 3 | 日野川工業用水道事業新線本管完成 |
| 昭. 31. 9 | 小鹿第二発電所着工 | 平. 8. 8 | 加地発電所運転開始 |
| 昭. 32. 7 | 鳥取県電気局設置 | 平. 8. 12 | 発電集中監視制御装置更新工事着手 |
| 昭. 32. 10 | 小鹿第一発電所運転開始 | 平. 9. 7 | みなと温泉館を「山陰・夢みなと博覧会」に出展 |
| 昭. 33. 4 | 小鹿第二発電所運転開始 | 平. 10. 4 | 東部事務所開設 |
| 昭. 33. 8 | 春米発電所着工 | | 新発電集中監視制御装置運転開始、鳥取地区工業用水道一部給水開始 |
| 昭. 35. 12 | 春米発電所運転開始 | | |
| 昭. 38. 4 | 日野川工業用水道事業着工 | 平. 10. 5 | みなと温泉館営業開始 |
| 昭. 38. 5 | 鳥取県企業局設置 | 平. 11. 3 | 米子崎津地区工業用地取得 |
| 昭. 39. 3 | 境港外港昭和地区埋立着工 | 平. 12. 10 | 鳥取県西部地震 |
| 昭. 39. 4 | 日野川第一発電所着工 | 平. 14. 4 | 日野川工業用水道表流水取水施設運用開始 |
| 昭. 42. 10 | 境港外港昭和地区埋立竣工 | | 中部管理所を東部事務所に統合 |
| 昭. 43. 1 | 日野川第一発電所運転開始 | | みなと温泉館に指定管理者制度を導入 |
| 昭. 43. 4 | 日野川工業用水道給水開始 | 平. 17. 12 | 鳥取放牧場風力発電所運転開始 |
| 昭. 48. 1 | 米子港旗ヶ崎地区埋立着工 | 平. 18. 5 | 日野川工業用水道事業運転監視業務、夜間・休日外部委託開始 |
| 昭. 49. 4 | 観光施設事業設置
(皆生温泉公園) | 平. 21. 4 | 東部事務所運転監視業務、夜間・休日外部委託開始 |
| 昭. 50. 3 | 発電設備近代化工事着手 | 平. 23. 6 | 袋川発電所運転開始(予定) |
| 昭. 52. 2 | 米子港旗ヶ崎地区埋立竣工 | 平. 24. 4 | 鳥取地区工業用水道本格給水開始(予定) |
| 昭. 52. 4 | 発電集中制御所運転開始 | | |
| 昭. 53. 5 | 境港外港竹内地区埋立着工 | | |
| 昭. 55. 11 | 皆生温泉公園開園 | | |
| 昭. 56. 9 | 佐治発電所着工 | | |
| 昭. 58. 4 | 佐治発電所運転開始 | | |
| 昭. 61. 3 | 境港外港竹内地区埋立竣工 | | |
| 昭. 62. 2 | 幡郷発電所再開発
(新幡郷発電所着工) | | |
| 昭. 63. 9 | 新幡郷発電所運転開始 | | |
| 平. 5. 3 | 観光施設事業廃止 | | |

企 業 局 組 織 図

現在の組織体制

平成22年4月1日現在、本局2課、2事務所（東部事務所、西部事務所）体制とし、職員数は定数47名、非常勤6名の計53名である。



企 業 局 職 員 配 置 状 況

職員の構成

所 属	事務吏員	技術吏員			計
		土 木	電 气	管理技術員	
本 局	9	4	6		19
東 部		4	10	4	18
西 部	1	4	4	1	10
計	10	12	20	5	47

